

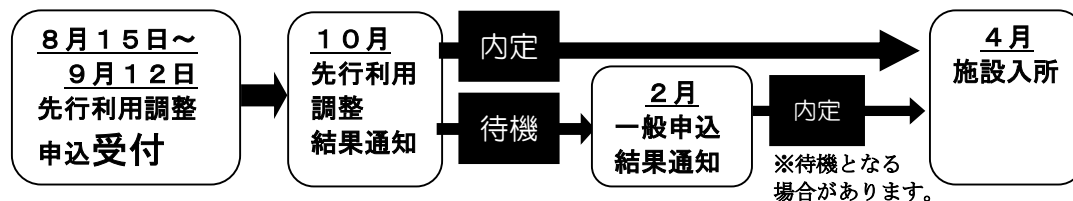
先行利用調整の申込について

【先行利用調整とは】

小規模保育や保育ママ等 2~3 歳児で卒園を迎える児童が卒園後引き続き保育施設を必要とされる場合、受け皿確保を目的として一般の4月入所に先行して、優先的に入所を決定するものです。

お申し込みを希望される方は、本申込案内をご覧になり手続きを行ってください。

【スケジュール】



受付期間：令和元年（2019年）8月15日（木）から
9月12日（木）の平日

令和元年（2019年）8月25日（日）

受付時間：午前8時30分～午後5時

※8月25日（日）は午前9時～午後4時

受付場所：足立区役所中央館3階子ども施設入園課窓口（持参）

※足立福祉事務所では受け付けを行いません。

※不足書類・書類不備による再提出の期限も9月12日（木）まで
です。お早目の手続きをお願いします。

【問合わせ先】

子ども施設入園課入園第一係～第三係 (3880) 5263 (直通)
(3880) 5703 (FAX)

1 申込み対象者

足立区に住民登録があり（令和元年（2019年）9月12日時点）かつ以下の施設に在籍し、令和2年（2020年）3月に年齢上限により卒園を迎える予定の児童

①足立区内にある小規模保育・家庭的保育（足立区認定ママを含む）

②青井おひさま保育園の2歳児クラス

③コンビプラザ東和三丁目保育園の3歳児クラス

※メリーポピンズ北千住ルーム在籍児童で北千住どろんこ保育園へ入所を希望される方は先行利用調整の申し込みはできません。また、令和3年（2021年）4月入所よりメリーポピンズ北千住ルーム在籍児童は先行利用調整の申し込みはできなくなります。

2 受け付けについて

（1）受付期間：令和元年（2019年）8月15日（木）～9月12日（木）の平日
午前8時30分～午後5時

令和元年（2019年）8月25日（日）の午前9時～午後4時

（2）受付場所：足立区役所中央館3階 子ども施設入園課窓口を持参

8月25日（日）は南館1階子ども施設入園課特設会場で受付

※福祉事務所・保育施設では受け付けをしません。

※郵送・FAXでは受け付けをしません。

3 募集人数と希望保育施設について

別紙「募集人数一覧表」をご覧ください。

先行利用調整では募集人数一覧に掲載されていない施設を希望できません。

※一般申込とは異なり、現在利用している児童の退所や転所等により急遽空きが生じることがないため。

希望保育施設は別紙「募集人数一覧表」に掲載されている施設の中から第一希望～第五希望まで最大5つ希望できます。

4 申し込みに必要な書類

（1）提出する書類一覧

①提出書類チェック表

②支給認定（「保育の必要性」の認定）申請書兼保育施設利用申込書

③家庭状況申告書

④家庭で保育できない状況を証明する書類（父母それぞれ必要）

⑤その他の書類（該当者のみ）

※2ページ以降の「5 提出書類について」をご覧ください。

※①・②については本申込要項に同封の様式を利用してください。

※先行利用調整をお申し込みいただく場合、すべての書類を新規にご用意いただきます（過去にご提出いただいた書類の流用はいたしません）。

5 提出書類について

■家庭で保育できないことを証明する書類（父母それぞれ必要）

理由	必要書類	注意事項	
就労	外勤	・勤務証明書	勤務証明書、就労状況申告書 ・勤務証明書は勤務先で証明を受ける ・就労開始直後等で実績が未記入の場合や1か月以上の実績の記入がない場合指数が低くなる場合があります。 ・実績が確定次第、実績（勤務日数・給与）がわかる証明（給与明細など）を提出 ・証明日が申込締切日時点で3か月以内のものを提出 ・育休中で申し込みの場合、入所月の翌月1日までの復職が必要（本申込案内5ページ参照） 履歴事項全部証明書 ・証明日が申込締切日時点で6か月以内のものを提出
	育児休業中	・勤務証明書 （育児休業取得欄に記載のもの）	
	会社経営 会社役員	・勤務証明書 ・最新の法人事業概況説明書（営業許可証(書)や履歴事項全部証明書も可）のコピー	
	個人事業主	・就労状況申告書 ・最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表）（営業許可証(書)や開業届も可）のコピー	
	内職	・勤務証明書または就労状況申告書と収入のわかる書類	
起業準備	・就労状況申告書 ・起業を証明できる書類		
就労内定	・勤務（内定）証明書	・内定先で証明を受ける ・勤務開始後、「勤務証明書」を再提出 ・証明日が締切日時点で3か月以内のものを提出	
出産予定・ 産後2ヶ月以内	・母子健康手帳のコピー（表紙・出産（予定）日のわかるページ）		
保護者の 疾病・障害	・保護者の診断書 または障がい者手帳のコピー	診断書 ・証明日が締切日時点で6か月以内のものを提出	
二親等内の 介護・看護	・家庭状況申告書の裏面を記入 ・該当する人の診断書、障がい者手帳、介護保険被保険者証等のコピー		
就学・就学内定 （カルチャー講座 等は除く）	・在学証明書 ・時間割など	在学証明書 ・子ども施設入園課作成「在学証明書」を提出 ・証明日が申込締切日時点で3か月以内のものを提出	
求職活動中		・勤務開始後に「勤務証明書」を提出 ・保育標準時間が必要な場合、認定変更申請書を提出	
その他		子ども施設入園課にお問い合わせください。	

※必要書類は原本での提出が必要です（コピーとの記載がある書類を除く）。

■その他の書類

	世帯の状況	提出書類
1	現在就労中の父母について、勤務証明書等の勤務実績が1か月未満または未記入の場合	勤務日数及び給与額等がわかるもの 例 勤務証明書、給与明細のコピー等 ※1か月以上の勤務実績が出た時点で提出をお願いします。※ 勤務実績が未記入、または1か月未満の場合、指数が低くなる場合があります（勤務実績のわかる書類の提出により指数が上がることがあります）。
2	現在就労中の母（父子世帯の場合は父）について、前職がある場合（ただし、現職のみで3年以上勤務の場合・失業期間が5か月を超える場合は除く）	前職の就労期間（就職日と離職日）がわかるもの 例 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書・年金記録（被保険者記録照会回答票）等（コピー可）→就労期間を通算して加算調整します。
3	求職活動中、就労内定または開業予定の父母で過去に1年以上の就労実績がある場合（ただし失業期間が各申込締切日時点で5か月を超える場合は除く）	前職の就労実績および就労期間（就職日と離職日）がわかるもの 例 勤務証明書（離職日記入のもの）等
4	生計中心者（世帯内の最多収入者）が失業中の場合（各申込締切日より3か月以内に1年以上の就労実績があること）	離職証明書または雇用保険受給証明書と保護者全員の直近年度の課税証明書（コピー可）
5	保護者全員が住民税非課税（生活保護世帯・納付義務が外国にある世帯を除く）	保護者全員の申込日の直近年度の非課税証明書（コピー可）
6	生活保護世帯	生活保護受給証明書（管轄の足立福祉事務所で発行） 申込締切日時点で3か月以内に証明されたもの
7	父母または父母のひとりが不存在の場合	児童扶養手当証書等やひとり親医療証のコピー（翻） （いずれもない時はご相談ください。）
8	父母のひとりが連続して3か月以上長期不在の場合（既に長期不在の事実があり、今後3か月以上になる予定を含む）	長期不在の理由・期間を証明する書類 （単身赴任・海外勤務が明記された勤務証明書または入院証明書等）
9	住民票上同一世帯に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる	障がい者手帳等のコピー
10	こども支援センターげんきでの面接において発達への支援が必要と判断された場合	心身状況表のコピー（こども支援センターげんきでの面接時の控え）、障がい者手帳などのコピー（所持者のみ） ※すでに発達支援委員会で認定を受け、通所している場合は不要。
11	申込児童を、申込時に有償・月ぎめで、認証保育所など（認定こども園・小規模保育・家庭的保育を除く）に預けている場合（育児休業中を除く）※過去全ての受託証明書をご提出ください。（ただし、預託期間が継続している場合のみ）	受託証明書（または契約書と直近2か月分の保育料の領収書）→申込締切日時点で2か月以上預けているときに加算調整されますが、2か月未満でもご提出ください。※申込締切日時点で3か月以内に証明されたもの。
12	65歳未満の祖父母が住民票上同一世帯にいるが、申込児童を保護者に代わって保育できない場合	祖父母が保育できない状況を証明する書類 →提出がない場合は、指数の減算があります。
13	保護者が足立区内の保育施設または幼稚園に勤務（育休からの復職予定・就労内定を含む）する保育士、看護師、幼稚園教諭	資格証明書等（保育士証・看護師免許証・幼稚園教諭免許状）のコピーと保育士等の優先入園に関する同意書。
14	私立認定こども園に申し込みをする	私立認定こども園施設確認証明書（書類は各私立認定こども園にあります）

該当する項目の書類を提出された場合に限り、保育の実施基準指数に加算調整される（または減算調整されない）場合があります。

■区町村民税額を証明する書類

・利用調整で実施指数が同点時の「優先順位」16番のため、市区町村民税を証明する書類の提出が必要となる場合があります。以下2～3に該当する場合は該当する方それぞれの住民税額を証明する書類を提出してください。

※優先順位16番 保護者の平成30年度市区町村民税の合計額が低い世帯を優先する（平成30年1月1日に足立区民でなかった方が住民税課税（非課税）証明書等、該年度の住民税の確認できる書類の提出がない場合や未申告で住民税の確認ができない場合は、最高額で判定する）。

	保護者の状況	必要な書類
1	平成30年1月1日以前から足立区にお住まいの方	書類の提出は必要ありません。
2	平成30年1月1日時点で足立区民ではない方	平成30年1月1日現在の住民登録地で発行される「平成30年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可）の提出が必要です（父母ともに必要）。
3	上記2に該当する方で、未申告以外の理由で必要書類が入手できない方 （例：海外からの転入）	住民税相当額を算出するために必要です。 上記2の書類が入手できない場合、給与証明書等（平成30年度住民税の場合は平成29年1月～12月分給与を証明する書類）の提出が必要です。

- ・先行利用調整で待機となり、一般の令和2年（2020年）4月入所利用調整を行う場合、平成31年1月1日時点で足立区民でない方は平成31年1月1日現在の住民登録地で発行される「令和元年度（平成31年度）住民税課税（非課税）証明書（コピー可のもの）の提出が必要です（父母ともに必要）。
- ・平成31年1月1日時点で足立区民ではない方で未申告以外の理由で必要書類が入手できない方は給与証明書等（平成30年1月～12月分給与を証明する書類）の提出が必要です。

■子ども施設入園課に届け出が必要な場合

- ・以下のような事由が発生した場合、速やかに書類を提出してください。令和元年（2019年）9月12日までに提出されたものが、先行利用調整に反映されます。
- ・また、各種届け出がなく連絡が取れない場合には、入所できません。内定していても入所を見送ります。

どんな時に	何を
入所申し込みを取下げたい	申し込み取下げ届
希望する保育施設を変更したい	希望保育施設変更届
家庭状況が変わった ・勤務先、勤務日数、時間数、勤務実績が変わった ・勤務実績未記入から勤務実績が確定した ・求職活動中、就労内定、起業準備中だったが、就労を開始した ・育児休業を取得した	・家庭状況申告書 ・勤務証明書
・妊娠がわかった	・家庭状況申告書 ・母子手帳のコピー
・生活保護が開始または廃止された	・生活保護の受給証明書 または廃止証明書
・退職した	家庭状況申告書
・育児休業から復職をした	勤務証明書
住所・氏名・電話番号や世帯に変更（世帯員の増減等）があった ※区外転出予定の方は、入園第一係～第三係までご連絡ください	変更届

参考) 保育施設申請様式をダウンロードできます。

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-nyuuen/2019sinseisyodaunro-do.html>

※「提出書類チェック表」と「支給認定（「保育の必要性」の認定）申請書兼保育施設利用申込書」は本申込案内に同封の専用様式を提出してください。



6 発達に遅れや心配がある方

足立区では、発達に遅れや心配があるお子さん、障がいのあるお子さんに対し、その子の発育に合わせて保育上必要な配慮や支援を行うための体制を整えています。集団での保育を始めるにあたり、お子さんの成長のために、必ずご相談ください。

(1) お申し込みの流れ

<p>こども支援センターげんきでの面接</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●こども支援センターげんきへ電話予約のうえお子さんと共にお願いします。 ●面接において発達への支援が必要と判断された場合には、保育の実施基準指数番号13(2019年度版保育施設利用申込案内 P20参照)が加算されます。 <p>問い合わせ先(保育内容・面接予約) こども支援センターげんき 足立区梅島3-28-8 電話：5681-0134(直通) FAX：3852-2864</p> <p>※お問い合わせの際、「入園前発達支援児保育利用面接」の件とお伝えください。</p> <p>※発達支援児として保育施設のお申し込みをするかどうかご相談するための面接です。</p> <p>※すでに発達支援委員会で認定を受け、通所している場合、げんきでの面接は不要です。引き続き、保護者からの希望に基づき保育上必要な配慮や支援を行っていきます。</p>
-------------------------	---



<p>私立・公設民営保育所、私立認定こども園を希望する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お子さんと共に希望するすべての施設で面接が必要です。 ●保育施設で面接・見学を希望する場合は、事前に希望施設へご連絡ください。 ●施設の受け入れ体制や状況により、入所申し込みができない場合があります。 ●面接を行わず入所内定となった場合、入所できない場合があります。
<p>区立保育所、区立認定こども園を希望する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●設備や保育の環境がお子さんに適した施設かどうかを施設と確認するために、お子さんと共に入所希望施設への訪問をお勧めします。 ●保育施設の訪問をする場合は、事前に希望施設へご連絡ください。



入所申し込み

(2) 発達支援児保育とは

入所内定後、医師や子どもの発達に知見のある委員により構成された「発達支援委員会」において、お子さんを保育するうえで、どのような配慮や支援が必要かを判断します。実施に当たっては指定された日時にこども支援センターげんきで行われる医師・心理士の面接を受けていただきます。入所後は、心理士等の専門職員と連携し、「発達支援児」として個々のお子さんの成長・発育に合わせた保育を行っていきます。

7 結果について

先行利用調整の結果（内定または待機）は10月上旬に書面で通知します。

(1) 内定された方

- ・ 保育施設から面接及び健康診断の連絡がありますので入所までに受診してください。
※面接及び健康診断の実施時期は保育施設ごとに異なるため、保育施設からの連絡は一般の4月入所結果通知を行う令和2年（2020年）2月以降となる場合があります。
- ・ 先行利用調整の内定先を確保したまま、一般の令和2年（2020年）4月入所申し込みはできません。申し込みした場合、先行利用調整の内定は取り消します。
- ・ 令和2年（2020年）1月入所までの申し込みはできます。1月入所までで入園が決まった場合、先行利用調整の内定は取り消します。

(2) 待機となった方

- ・ 今回ご提出いただいた書類で一般の令和2年（2020年）4月入所利用調整の対象となります。
ただし、令和2年（2020年）4月入所の利用調整は令和2年（2020年）度の基準（先行利用調整は令和元年（2019年）度の基準で行います）で行いますので審査基準が変更になる場合などは、対象の方にお知らせした上で、別途書類の提出を依頼させていただきます場合があります。
- ・ 先行利用調整を申し込んだ方の申請有効期間は一般の令和2年（2020年）4月入所までです。
- ・ 先行利用調整で内定辞退等により空きが生じた場合、一般の4月入所の募集に充てるため、待機通知後に先行利用調整の内定連絡は行いません。
- ・ 一般の令和2年（2020年）4月入所の希望保育施設を変更される方、追加書類を提出される方、世帯の状況が変わった方は11月中旬に受付を開始予定の4月入所受付期間に必要な書類を提出してください（令和2年（2020年）度の様式を利用）。詳しくは令和2年（2020年）度版保育施設利用申込案内参照（10月下旬配布予定）。

8 育児休業を取得中の方

下のお子様の育児休業取得中に上のお子様の入転所申請をし入転所された場合、下のお子様の保育施設入所無にかかわらず入所翌月1日までに復職が必要です。

ただし、先行利用調整の対象となる施設に在籍し、翌年3月にその施設を卒園するお子さんに限り、先行利用調整（令和2年（2020年）4月入所）及び一般の令和2年（2020年）4月入所利用調整で内定した場合のみ、下のお子様が1歳になる年の年度末まで継続利用できます（※）。

なお、先行利用調整（令和2年（2020年）4月入所）と一般の令和2年（2020年）4月入所以外はこの取り扱いをいたしません。4月入所以外は入所月の翌月1日までに復職しない場合は退園となります。また、育児休業の対象となるお子様が保育施設に入所した場合は翌月1日までの復職が必要です。

※地域型保育（小規模保育・家庭的保育（足立区認定ママを含む）、コンビプラザ東和三丁目保育園、青井おひさま保育園に在籍し、3月に年齢上限のため卒園し4月に別の保育施設に入所した場合のみ適用。

9 注意点～Q&A形式でお答えします～

■希望施設について

Q1 別紙募集人数表に希望する施設が掲載されていませんが申し込みはできますか。

A 募集人数表にない施設を希望いただくことはできません。

先行利用調整では各保育施設の年齢ごとの定員差に基づき募集人数を出しています。

3歳児クラスの募集の場合、3歳児クラスと2歳児クラスの定員差が1名以下の施設は先行利用調整では募集しません。

Q2 募集人数が昨年と異なるのはなぜですか。

A 先行利用調整の募集人数は先行利用調整対象児童数や受入先保育施設の定員の状況、新規開設園の数により毎年見直しを行っております。

Q3 認定こども園を希望する際に注意することはありますか。

A 認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。月々の保育料は認可保育所と同じでも、教育・保育活動の充実のためこども園独自の費用負担があります。

短時間利用（幼稚園利用）の入園申込は、本申し込みとは別の手続きとなります。詳細は「2019年度版保育施設利用申込案内」ページをご覧ください。

私立認定こども園を申し込まれる方は事前に施設で説明を受けた上で、施設で証明を受けた「私立認定こども園施設確認証明書」（各私立認定こども園で配布）の提出が必要です。

参考）私立認定こども園のご案内

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-nyuuen/2018watakushiritsunintei.html>



■申請について

Q1 先行利用調整の対象児童とは別のきょうだいも4月入所を検討しています。手続きはどうすればよいですか。

A 先行利用調整では対象児童のみの受付となりますのできょうだいについては一般の4月入所受付期間（11月中旬～12月上旬予定）に申し込みを行ってください。なお、一般の4月入所を申し込みされる場合、令和2年（2020年）度の様式で勤務証明書等すべての書類の提出が必要です。

先行利用調整で待機となり、きょうだいの一般の4月入所を申し込む場合、先行利用調整で待機となった児童も一緒に一般の4月入所を申し込んでください。

Q2 現在別の保育施設を待機しています。先行利用調整の申し込みはできますか。

A 令和元年（2019年）度中にすでに保育施設の申し込み中で、待機している場合でも先行利用調整の申し込みはできます。ただし、令和元年（2019年）度中に保育施設の転園が決まった場合、先行利用調整の申し込みまたは内定は取り消しとなります。

Q3 先行利用調整を申し込んだ後に10月入所以降の転園申請を申し込むことはできますか。

A 申し込みできます。ただし、令和元年(2019年)度中に保育施設の転園が決まった場合、先行利用調整の内定は取り消しとなります。また、10月入所以降の転園申請を申し込み、一般の4月入所利用調整をされる場合も先行利用調整の申し込みまたは内定は取り消しとなります。

Q4 先行利用調整の受付と同時に10月入所の申し込みをする場合でも勤務証明書等はそれぞれ二部用意しなければなりませんか。

A 同じ日に先行利用調整と10月入所を申し込む場合に限り、提出書類チェック表と申請書以外の書類は一部のみで結構です。別日に申し込むなどの場合は、申し込みごとに必要な書類をそれぞれご用意ください。

Q5 先行利用調整と10月入所の申し込み手続き後、追加書類を提出する場合もそれぞれ二部用意しなければなりませんか。

A 先行利用調整と10月入所の申し込み後に限り、追加書類は一部のみで結構です。

Q6 上の子の先行利用調整の申請と同時に下の子を10月入所で申し込む場合でも勤務証明書等はそれぞれ二部用意しなければなりませんか。

A 同じ日に上の子と下の子を申し込む場合に限り、提出書類チェック表と申請書以外の書類は一部のみで結構です。別日に申し込む場合等は申し込みごとに必要な書類をご用意ください。

■指数・利用調整について

Q1 先行利用調整の入所決定はどのように行いますか。

A 例月の利用調整同様、保護者(父母それぞれ)が児童の保育にあたれない要件に応じて、基準指数および調整指数を算出し、保育の実施指数の高い方から利用者を決定します。先行利用調整は2019年度の基準で申込締切日時点(9月12日)の世帯状況をもとに指数を付け、利用調整を行います。

Q2 令和元年(2019)年度の保育実施基準はどこで見ることができますか。

A 2019年度版保育施設利用申込案内19ページに掲載しています。

参考) 2019年度版保育施設利用申込案内

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-nyuuen/2019sinseisyodaunro-do.html>



Q3 先行利用調整で待機となった場合、一般の4月入所の利用調整では調整指数番号18番は適用されますか。

※調整指数番号18 青井おひさま保育園・コンピプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育(保育ママ)・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合(連携施設が設定されている場合を除く)。

A 適用されます。先行利用調整で待機となった方、先行利用調整を申し込まず一般の4月入所から申し込んだ方も適用されます(4点)。

Q4 先行利用調整で調整指数番号14が適用される場合を教えてください。

※調整指数番号14 新規の入所申請で既にその施設に兄弟姉妹が在籍しているかまたは二人以上の申請で、同一施設を希望している場合。

A 次の場合に適用されます。

- ①きょうだいすでに保育施設に在籍しており、その保育施設と同一施設を希望する場合（先行利用調整で募集がない場合、同一施設でなくても適用）。
- ②きょうだい令和元年（2019年）5月入所から10月入所までの申請をしていれば、きょうだいの希望保育施設にかかわらず、先行利用調整で調整指数番号14を適用します。この取り扱いは先行利用調整のみの運用です。

Q5 先行利用調整で内定した後、現在通っている施設を3月までに退所した場合、どうなりますか。

A 先行利用調整の内定は、対象施設を3月に卒園される方を対象とするため、内定は取り消しとなります。※待機中の方も申請は取り消しとなります。